

～子ども委員が特に大切に思う条文 ベスト5～

7月27日のせんなん子ども会議は、午前中に集合して、カレーづくりからスタートしました。子ども委員（小学5年生～中学1年生）がお米をとぐところから、全てを自分たちの手で仕上げました。事務局のおとなは、包丁を使ったり、火を使ったりするので、大丈夫かなと心配していたのですが、野菜を切ることも、油で炒めることも、あくをすくうことも、びっくりするくらい手際よく行っていました。きっと日頃からお手伝いをしているのだと思いました。「次なにをするの?」「たまねぎをむいてほしい」「ここ持っておいて」など、料理をとおして違う学校の違う学年の子どもたちが相談したり、協力したりする姿をたくさん見ることができました。

続いて、子どもの権利条約についてももう一度目をおし、参加の子ども委員が特に大切に思う条文ベスト5を次のように決めました。

①第19条 親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

②第35条 国は子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

③第13条 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

④第23条 心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

⑤第39条 子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

この5つの条文がすべての人にとって最も大切という意味ではなく、今、子どもたちがとても気になっている、考えたい条文であるということを理解してください。どれも、身近な問題を選択したように思いました。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)